

市民活動団体と鎌倉市との協働事業推進に向けた取組みについて (平成18年度報告書)

平成19年1月26日

鎌倉市市民経済部市民活動課

NPO法人鎌倉市市民活動センター運営会議協働事業推進部会

少子・高齢化や核家族化などにより市民ニーズが多様化、複雑化する一方で、地方分権が進み、自治体は、限られた財源を効率的に支出し、地域の特性を生かした、市民の信頼に応えるまちづくりを求められています。

このような状況の中で、先駆性、専門性、柔軟性をもつ市民活動団体と自治体が協働で事業を行うことは、市民サービスの向上や地域の課題解決などのために大きな効果をもたらします。

鎌倉市においては、地域に根ざした活動を行っている市民活動団体が数多く存在し、協働の素地があると言えます。

市民活動課と鎌倉市市民活動センター運営会議（以下、「NPOセンター運営会議」と言う。）協働事業推進部会（以下、「協働部会」と言う。）では、平成14年度から市民活動団体と鎌倉市との協働事業推進に向けた取組みを行っていますが、平成19年度の試行事業を選定する過程の中で、「協働事業推進の仕組み」の流れを検証するために、18年度に取り組んだ内容について報告します。

1 協働とは

市民活動団体と鎌倉市が、互いに対等の立場で、互いの特性や持てる資源を活かしあって、その取り組む課題や目的およびプロセスを共有し、協力して新たな公共サービスの形成や公益性の高い事業に取り組むこと。

2 これまでの経過

(1) 市民活動団体と鎌倉市との協働事業を推進するための取組み経過

平成14年7月に、「NPOと行政職員による協働推進研究会」が発足し、研究会で協働の基本的な考え方や協働における問題解決のための具体的な検討が行われ、平成17年3月に最終報告書『NPOと市が共に汗する仕組みづくり～システム「協働事業の循環」～』が市に提出されました。

これを受け、同年5月、関係課職員による「鎌倉市NPO等との協働事業推進庁内連絡会」を設置し、最終報告書で提案された仕組みの実現に向けて、平成18年3月『協働事業の拡大に向けて 鎌倉市協働事業推進の仕組みづくり』の報告書をまとめました。

(2) 「市民等との協働」の位置付け

鎌倉行政経営戦略プランの基本指針「新しい公共空間の形成」の「(2) 市民等との協働による地域経営」に関する実施項目の中に、NPOとの協働を推進するための体制づくりが掲げられています。

また、第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画前期実施計画「計画の推進」の「1 市民参画・協働の推進」の中で、【基本計画目標】として、市民と行政との協働によるまちづくりの推進が掲げられ、さらに、【基本計画施策の方針】として、市民の参画と協働の仕組みを明らかにする制度を整備することが示されています。

(3) 平成18年度の取組み

(1)～(2)を踏まえ、「協働事業推進の仕組み」の制度化を検討するため、平成18年6月、

関係課職員による「鎌倉市協働事業推進連絡会」（以下、「連絡会」と言う。）を設置し、今年度は、平成19年度の試行事業を選定する過程の中で「協働事業推進の仕組み」の流れの検証を行いました。

なお、当連絡会では、適宜、協働部会と合同会議を設け、協議を進めました。

3 協働事業の提案方法

①行政提案型

各課から市民活動団体と「協働」で実施したい事業を募集し、これについて市民活動団体から実施に係る具体的な企画提案を公募する方法。

②市民活動団体提案型

市民活動団体から行政と「協働」で実施したい事業の企画提案を公募する方法。

4 「協働事業推進の仕組み」の流れ

合同会議では、協働事業の試行に取り組みながら（「歩きながら」）制度を確立していくため、当面、考えられる「協働事業推進の仕組み」の流れ、フローチャートを考えました。

ア 公募前

①行政提案型

市民活動課が窓口となり、各課から市民活動団体と「協働」で実施したい事業を募集します。提出された事業内容は、連絡会でヒアリング等を行い、審議します。公募することが決まった事業について、募集要綱を作成します。

②市民活動団体提案型

事業経費限度額などの公募条件を含む募集要綱を作成します。

イ 公募

①②ともに、応募する市民活動団体は、募集要綱に基づき、企画提案書を市に提出します。

ウ 市民活動団体と担当課との協議

市民活動団体と担当課との間でヒアリングを実施し、必要に応じて市民活動団体は企画提案書を修正します。なお、②については、連絡会で担当課を割り振ります。

エ 連絡会と協働部会による合同会議の開催

最終的に提出された企画提案書に基づき、市民活動団体と担当課にヒアリングを実施し、（仮）推進協議会に提出するための意見書を作成します。

オ （仮）推進協議会の開催

NPOセンター運営会議の代表4名と市の部長職4名によって構成された（仮）推進協議会で、企画提案書と合同会議からの意見書を総合して審議した結果を提言書としてまとめ、市長に提出します。

カ 協働事業の選考

市長は（仮）推進協議会からの提言書を受けて、協働事業として最適な提案を選考します。

キ 予算要求

担当課と選考された市民活動団体は予算に関する協議を行い、担当課において予算要求を行います。

ク 事業実施に向けた協議

担当課と市民活動団体との間で事業実施に向けた最終調整を行います。

ケ 事業実施

市（担当課）と市民活動団体の間で協定書を締結し、協働事業を実施します。なお、事業実施にあたっては、平成19年市議会2月定例会の議決を得て、予算が確保されることを条

件とします。

コ 事業報告・検証

担当課と市民活動団体は、事業終了後報告書を作成し、(仮)推進協議会が評価を行います。

なお、フローチャートは別紙のとおりです。

5 「協働事業推進の仕組み」の流れの取組み

(1) 取り上げた事業について

①行政提案型

フローチャートでは市各課から事業募集をした後に事業を実施する市民活動団体を募集することになっていますが、フローチャートをまとめた7月から事業募集するための準備にとりかかったのでは、予算要求までに間に合わないと判断したため、今年度の実施は見送りました。

②市民活動団体提案型

協働部会では、平成17年10月に、市民活動センター登録団体302団体に対し「行政との協働に関する調査」を行い、行政と事業を協働で行う意志があるか尋ねたところ、30団体から回答があり、23団体から協働事業の提案がありました。提案は、事業実施の時期や予算規模の条件をつけずに、行政と協働事業を行うとすれば、どのような事業を行いたいかについて提案してもらいました。協働部会では、新たな公共として定着する可能性が高いかどうかなどを基準に検討し、5団体からヒアリングを行いました。ヒアリングの結果に基づき、次の2団体が協働事業の試行に相当であると判断し、18年度の試行事業を行うことにしました。

ア) 多世代交流の場となるプレーパークの常設 (かまくら子育て支援グループ懇談会)

イ) 国際交流の拠点づくり (日本語COSMOS)

(2) 取組みの経過

取組みにあたっては、事業実施時期や予算規模の条件をつけず、また、提案書の形式も試行しながら決めることとしました。

2事業についてヒアリング、協議等行いました。具体的な協議内容については次表のとおりです。

2事業についての協議内容（まとめ）

事業名	ア) 多世代交流の場となるプレーパークの常設	イ) 国際交流の拠点づくり
団体名	かまくら子育て支援グループ懇談会	日本語COSMOS
事業の目的および内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための自然豊かで自由な遊び場の確保 ・多世代間交流、中高生の居場所機能 ・学生や子育て中の若い世代のNPO活動を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍住民・児童生徒が異文化の中で困難を克服し輝かしい未来が描けるよう導く。 ・日本語教育の場、交流の場としての「拠点」設置。 ・日本語指導を通じて、日本語を母語としない人々の地域へのつながりを促進し、自立支援を強化する。
現状	<p>1) 常設プレーパークについては、その必要性や構想について担当課であるこどもみらい課でも検討を行っていますが、前期実施計画事業としても掲げられていないことから早期の事業実施は困難とのことです。</p> <p>2) こどもみらい課は、ソフト面（講座やイベントなど）での多世代支援事業を検討しています。</p> <p>3) 今年度、団体は、冒険遊び場等の委託事業を行っています。</p> <p>4) 生涯学習課では、社会教育委員会が多世代交流について検討していますが、事業として展開する具体的な計画はないとのことです。</p>	<p>1) 国際交流の拠点については、文化推進課が担当課となっています。現在、市民団体の有志による「国際交流の拠点について考える会」において平成18年6月から、担当課も参加し、拠点の必要性等について検討しています。</p> <p>2) 現在、市では日本語教育について扱っている事業はありませんが、関連性のある事業として、教育総務部教育指導課が行っている「日本語指導者等協力者派遣事業」があります。この事業は、日本語の理解や学校生活に適応していない外国籍児童・生徒等に対して、日本語指導等の支援をすることにより、学校生活への適応を図ることであり、学校が指導者をその度に見つけて依頼しています。</p>
結論	<p>1) については、常設プレーパークの設置、既存の施設で暫定的に使える場所など、担当課とも検討含めた調整を行いました。実現は難しいとのことです。</p> <p>そこで、2) については、協議を進めていきましたが、最終的に団体から提案書を取り下げる申し出がありました。その理由は次のとおりです。</p> <p>①現在、団体は委託事業の中で担当課と既に協働で事業を行っており、委託事業拡大は難しいこと</p> <p>②協議前の段階では、前期実施計画に記載されていない事業についても試行は可能と協働部会では解釈していたが、行政からは不可能であると言われたこと</p> <p>③19年度の実施を想定したのではなく、長期展望としての夢を記述した内容であったが、その予算額が一人歩きして、齟齬を生じたこと</p>	<p>1) については、現在検討中ということもあり、今回の協働事業としては取り上げませんでした。</p> <p>そこで、2) については、団体との協働の可能性について協議を進めていきましたが、担当課と提案団体が考える日本語指導の違いが明らかになり、具体的な協働事業の内容まで詰めきれませんでした。</p> <p>団体からは、今後も担当課との話し合いを継続し、協働の可能性を探りたい旨の要望がありましたので、試行事業を契機として、担当課との話し合いを続けていくこととなりました。</p>

6 市民活動団体提案協働事業が不成立に終わった原因

(1) 協働部会と行政の受け止め方のギャップ

18年度はあくまでも試行事業と位置づけ、団体から事業提案してもらおうに際し、5(2)でも触れたように、事業実施時期、予算規模の条件をつけず、また長期展望も含め各団体の行いたい事業を提案してもらいました。一方、提案を受けた行政では、提案された内容を次年度に事業化できるかどうかを最優先に担当課を選び、検討を進めました。そこで、この仕組みを通して団体からの提案を実現しようとしていた協働部会、それに沿って提案をした団体の当初の意志と、行政の担当課及び市民活動課との意識にギャップが生じ、提案団体が提案を取り下げるという結果になりました。

(2) 「すきま」的公共事業の担当課がなかったこと

市民団体からの提案には、現在、行政に担当課が存在しない「すきま」的な公共サービスが含まれました。今回、試行を行った期間では、その「すきま」的公共サービスの担い手となる担当課を見つけることは出来ませんでした。

(3) 市の実施計画事業との整合性が取れなかったこと

市では、施設整備など政策的な事業については、第2期基本計画前期実施計画でその実施年度などを定めています。今回、協働部会では実施計画事業と関連のある事業提案を試行事業に選定しましたが、団体が提案した具体的事業は市が予定している実施計画事業に盛り込まれていない施設整備を含んでいたため、協働事業として成立させることは出来ませんでした。

7 今後の課題

(1) 募集要項について

市民活動団体が事業を提案するにあたり、どのような事業を提案できるのか、対象とする事業の要件、予算額も考慮した募集要項が必要であると考えます。

(2) 「協働事業推進の仕組み」の流れについて

協働事業は、横断的な担当課の設定や新たな公共サービスの提案を受ける担当課の設定や事業内容の検討など、まさに協働による検討に時間が必要であると想定されるため、仕組みの流れを再考しながら、事業を推進する必要があります。

(3) 財源について

当初の前期実施計画では「市民等との協働の推進」は盛り込まれていませんでしたが、平成19年度に項目が採択されることとなりました。しかし、事業費については、計上されていません。

平成20年度には前期実施計画のローリングが行われますので、それまでに財源と協働事業の関係について整理する必要があると考えます。

(4) 行政職員及び市民活動団体に対する協働推進の啓発

行政職員の協働推進に対する意識啓発については、かつてより指摘されていましたが、今回の試行事業の過程でも提案団体や協働部会から共通認識や啓発の必要性の指摘がありました。また、事業を提案する市民活動団体に対しても、行政との協働事業について知ってもらう必要があります。そこで今後、行政職員や市民活動団体に対する協働推進の啓発を行う必要があると考えます。

8 今後の進め方について

(1) 財源と協働事業の関係についての協議

ア) 行政提案型事業について

各課から事業企画を募集する際の募集の条件として、各課で経費が確保できるものを扱うこととします。そして、19年度は「協働事業推進の仕組み」の流れに沿って実際に検証するとともに、行政職員の意識啓発にも繋げたいと考えます。

イ) 市民活動団体提案型事業について

行政が現在行っている事業の範囲内の提案と、これまで行政が提供していなかった公共サービスの提案について、19年度での公募の実施を含めた基本的な考え方を整理し、協議を行います。

(2) 募集要綱の作成

19年度に向けた検証に合わせて、募集要項を作成します。

(3) 行政職員と市民活動団体に対する協働研修・説明会の実施

協働事業について、研修および説明会を実施します。

以上。